



各弁護士近況

大川 正二郎

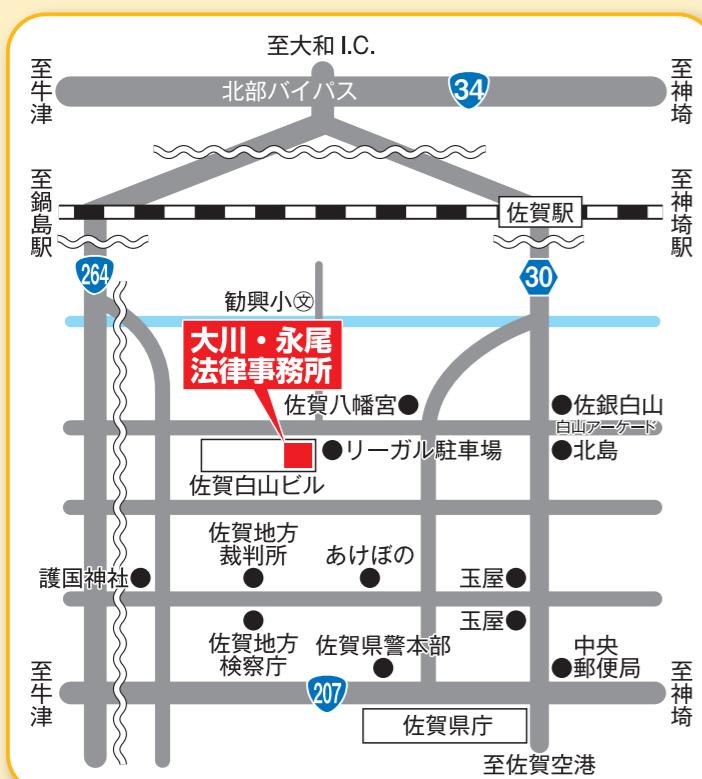
年が改まったり、春になると、なぜか何か新しいことを始めたくなるものです。これまでいろいろなことにチャレンジしてきましたが、どれもこれもものになつたためしがないというのに、また性懲りもなく、新しいことを始めました。今度はクラシックギターです。ギターはとっつきやすい楽器のようですが、始めてみると、どうしてどうして、なかなか奥が深く、また、非常に難しいものです。それでも、寸暇を惜しんではぽろんぽろんとやっています。目下の悩みは、あれこれ手を出しすぎて足りなくなつた時間はどうしようかということ。趣味の断捨離が必要なようです。

永尾 竹則

筋力は、40代から50代になるとガタッと低下すると聞いています。私もその一人で危機感を持っていますが、実際に体を動かすとなると億劫になってしまいます。テレビを見ながら…と言われる所以でやってみようとしても続きません。でも、今ちょっと続いているものがあります。歯磨きしながらのスクワット。歯磨き以外する事がないので数を数えながら数十回はできます。歯磨きもある程度の時間をかけることになるので良く(?)磨けるような気がします。たまに手許が狂って口の中を直撃してしまうのでゆっくりやっています。今度こそ続けたい。

鳥飼 亜由美

二女を出産しました。長女の時の経験があるので、二人目育児もどんとこいと思っていたのですが、ところがどっこい。二女には二女の個性があり長女と同じようにはいきません。長女は長女で日々成長し変化していきます。長女が長らく夢中になっていた「アンパンマン」のお道具をせっかくそろえたのに、次の月には「アンパンマン」そっちのけで「すみっコぐらし」に夢中になっていた時には、キムタクばかりに「ちょ、待てよ!」と言いたくなりました。肝っ玉かあちゃんには程遠く、二人の娘に翻弄される毎日ですが、それぞれの成長を尊重し、寄り添いながら、仕事と育児の両立を頑張ります。



大川・永尾法律事務所

〒840-0826
佐賀県佐賀市白山1丁目4番28号
佐賀白山ビル1階
TEL. 0952-25-5432
FAX. 0952-25-5535
URL:<http://okawa-nagao-lawoffice.jp>

業務時間
月～金 9:00～17:30
(祝日除く)

所属弁護士
大川 正二郎
永尾 竹則
鳥飼 亜由美



おたより

ほっと

第 15 号

大川・永尾法律事務所



ごあいさつ

春になり新しい出会いが訪れる季節ですね。

いつもなら楽しいはずですが、今年は、新型コロナウイルスの影響で、小中高校は全国的に三月から休校となり、卒業式も十分行われない学校もあったようで、子ども達やそのご家族も様々な想いのなか新生活を迎えることになった方も多くいらっしゃるかと思います。先月は、毎日のように新たに感染者が確認されたという報道がありました。未知のウイルスのために、反応が過剰なのかどうかさえ分からぬような状況でした。この原稿を書いているのは三月ですが、皆様のもとへお届けする四月にはこの状況が少しでも良い方向にむかっているよう願うばかりです。

私たち一人一人の危機管理意識が問われているのだと思いますが、恐れすぎず、でも樂観すぎず、感染に注意しながら過ごして行こうと思います。

私たち弁護士、事務職員一同、皆様の法的ニーズにお応えできるように健康に留意し、より良い法的サービスをご提供できるよう努めています。皆様におかれましてもお身体に気をつけてお過ごしください。

令和二年四月吉日

弁護士 永尾 竹則

借金の整理あれこれ

弁護士(弁)と飲み仲間の熊五郎(熊)の飲みニケーションシリーズ第5弾。

熊:先生、借金で首が回らなくなつて苦しいよ。生きる希望も無くなつちました。

弁:熊さん、そう簡単にあきらめるんじゃないよ。借金だって整理すれば乗り切ることができるんだから。で、借金ってのは何があるんだい?

熊:へえ、大工仕事の借金と住宅ローンなんだけど。

弁:借金の整理には大きく分けて、任意整理、破産、個人再生というのがあるんだ。任意整理は、それぞれの債権者と個別に交渉して返済額の変更をしてもらうんだけど、一般的には返済総額が変わらなくて月々返済額がいくらか少なることが多いね。ただ、債権者数が多いと、交渉もたいへんだし、月々の返済を少しづつ減額してもらって全体としてはやっぱりたいへんなんだ。

熊:そりや困る。できれば支払いをしなくて済ませて何とか立て直しをしたいんだけど。

弁:それだったら破産がある。

熊:先生、破産は何もかも失くしちまうんだろ?

弁:そうでもないよ。破産しても現金は99万円まで、日常の生活用品や、機械類は難しいものもあるけど大工道具などは残せるよ。自宅は自分には残せないけど、もし身内的人が協力してくれるなら、その人が破産管財人から買い取って熊さんがその人から借りて住むようにすればいい。あ、熊さん、借金は仕事関係と住宅ローンだけだよね。

熊:それが、IR(統合型リゾート)のカジノで一発当てれば借金返済ができると思って、金借りて注ぎ込んでしまって。

弁:だめだよ、熊さん。カジノで一発当てるなんて夢のまた夢。結局、自分の首を絞めただけじゃないか。

熊:面白ねえ。

弁:ギャンブルが絡むと、破産しても債務を免除(免責)してもらえないなくなるんだ。それなら、個人再生を考えなきゃ。個人再生というのは、借金の内の一定割合(2割が基本)を最長5年かけて返していく、残りは免除してもらうんだ。住宅ローンを引き続き支払うなら自宅も残せる。

熊:分かった。なんか生きる希望がまた湧いてきたよ。ありがとうよ、先生。



弁護士
大川 正二郎



弁護士
永尾 竹則

Q 相続の際、亡くなった被相続人の財産を処分してしまった後に多額の借金があったことが分かった場合、相続放棄はできますか?

A 登場人物を亡くなった方を甲さん、その相続人を乙さんとします。相続放棄は不動産などのプラスの財産も借金などのマイナスの財産も一切引き継がないことをいいます。これに対して、プラスの財産もマイナスの財産もそのまま引き継ぐことを単純承認といいます。乙さんが甲さんの相続財産の全部又は一部を処分してしまうと、乙さんは単純承認したものとみなされ、相続放棄することができなくなります。そして、この単純承認したといえるためには、乙さんが、自分のために相続が開始したことを知っていた場合、すなわち、例えば、甲さんが亡くなったことを知っていた場合、又は、確実に相続が開始したと思っていた場合でなければならぬとされています。

では、具体的にどのような場合に相続放棄ができない可能性があるのかいくつかご紹介したいと思います。例えば、乙さんが、甲さんの持っていた債権を取り立てて受領した場合や、乙さんが甲さんの経済的価値があるようなかなり高価な衣類を誰かに贈与したという場合は相続放棄できなくなる可能性があります。これに対して、形見分けの場合は、亡くなった方の思い出になるような身の回りの物をご縁のある方にお譲りするという場合でしょうから、身分相応の時計やハンドバッグ、万年筆を1点や2点譲っても処分したとして相続放棄でなくなるというわけではなさそうです。しかし、これが高価な骨董品や美術品になると処分したとして相続放棄できなくなる可能性が高いと思われます。この他、甲さんの葬儀費用を相続財産から出した場合、それが身分相応の葬儀費用であれば処分したとまでは言えずなお相続放棄できると思われます。

そこで、ここでご紹介した中で処分したと言わざるを得ないような行為をした場合には、多額の借金が後から分かっても相続放棄はできず返済しなければならないということになります



不倫示談書における違約金条項

不倫を清算する示談書に、不倫当事者の今後の接触等を禁止し、違反した場合には一定額を支払うという違約金条項が定められていることがあります。

この条項の主眼は、不倫関係の再燃、すなわち再度の不倫を防ぐということにあり、不倫相手により大きなプレッシャーを与えるため、高額な違約金が設定されることがあります。

不倫当事者は、不倫が発覚すると弱い立場に立たれますから、このような高額な違約金条項がある示談書にいわれるがままサインしてしまうことが往々にしてあるようです。

では、このような違約金条項は、違約金がどんなに高額でも、合意さえすれば有効なのでしょうか。

この点の裁判例はいくつかありますが、平たく言えば、定められた違約金が、違反行為に対して過大なものである場合には、その過大な部分について無効とされています。

たとえば、「再度電話をしたら1,000万円を支払う」であるとか、「再度不倫をしたら5,000万円を支払う」、などという約定は、不倫等によって一般に認められる慰謝料額よりも極めて高額で、不倫関係の再燃を防ぐという目的であることを考慮しても合理性がないとされ、支払義務は相当な金額にまで減縮されるでしょう。

相当な金額がいくらか、ということは、裁判例でも、違反行為の内容・悪質性等を加味してケースバイケースで判断しているようです。多額の違約金等を請求されているといった場合には、減縮できる可能性があるかもしれませんので、一度ご相談にお越しください。